

特別相談日あり!

「協働相談会」を実施しています!

～「協働」に関してお悩みの方に、
市民活動団体と協働担当課の職員が相談に応じます!～

現在、協働に取り組んでいる、またはこれから協働の取り組みを始めようとしている市民活動団体、企業または、行政の方を対象に、「協働相談会」を随時実施しています。

今年度は平成22年2月までの毎月1回相談員が常駐し、協働に関する相談に応じます。

■相談内容／

- ・協働のはじめの一歩の備えの策
- ・進行中の協働の取り組みをよりよく進める策
- ・協働で行った取り組みや、協働の進め方の総点検

■特別相談日(平成21年度の予定)／

6月24日、7月22日、8月19日、9月30日、10月28日、
11月11日、12月16日、1月27日、2月24日
※いずれも水曜日 11時～16時

■相談対応者および主催者／

佐賀市市民活動推進課および特定非営利活動法人ふくおかNPOセンター

■申込方法／

①所属、②氏名、③連絡先、④相談したい内容、⑤相談希望日時(複数)、⑥参考資料(可能な場合のみ)を明記して、電話、ファクス、電子メールにてお申し込みください。(予約制・無料)

「佐賀市協働出合いフェスタ」を開催します!

佐賀市役所の各部署と連携・協働しながら、日々の活動を活発に取り組みたい方。このフェスタは市民と行政との「出会い」と「交流」を図るためのイベントです。

佐賀市における協働の実践例を知りたい方、佐賀市役所の職員と活動について話をしてみたい方など、「協働」に関心のある方はどなたでもご参加いただけます。今回は特にテーマを決めておりませんので、どの分野の方でも、お気軽にご参加ください。

■日時／6月27日(土) 13時30分～16時30分

■場所／アイ・スクエアビル4階フロア

■内容／(1)協働の取り組み事例紹介
(2)交流会ほか

■申込方法／①団体名、②参加者名、③連絡先、④活動PR時の配布物の有無を明記の上、電話、ファクス、電子メールにてお申し込みください。

■申込期限／6月19日(金)

■参加費／無料

申し込み・問い合わせ

本庁 市民活動推進課 市民活動推進係

☎40-7078 FAX40-2050

✉ katsudo@city.saga.lg.jp

認定長期優良住宅(2000年住宅)に対する固定資産税の減額措置について

新築された住宅のうち、一定の基準に適合する認定長期優良住宅の場合、市に申告すると固定資産税が一定期間減額されます。

①要件

ア、長期優良住宅の普及の促進に関する法律の施行日(平成21年6月4日)から平成22年3月31日までに新築されたもの。

イ、耐久性、安全性の住宅性能が一定の基準を満たすものとして、認定を受けて建設された住宅。

ウ、居住部分の床面積が50㎡(二戸建て以外の貸家住宅にあつては40㎡以上)2000㎡以下であること。

エ、居住部分の割合が家屋の1/2以上であること。

②減額される税額

専用住宅
床面積が120㎡までの場合、税額1/2

併用住宅
床面積が120㎡を超える場合、120㎡に相当する税額の1/2

居住部分に対する税額を按分(あんぶん)したのうち、専用住宅と同様の取り扱いとなります。

③減額される期間

一般住宅(左記以外の住宅)・・・新築後5年度分

3階建て以上の中高層準耐火住宅、耐火住宅・・・新築後7年度分

④減額を受けるための提出書類

ア、認定長期優良住宅に対する固定資産税の減額申告書

イ、建築士、指定確認検査機関または、登録住宅性能評価機関による認定長期優良住宅であることを証する証明書

⑤申告方法

新たに固定資産税が課される年度の初日の属する年の1月31日までに提出書類を(記入の上、資産税課に申告してください。

問い合わせ

本庁 資産税課 資産税第2係(家屋担当)

☎40-7071 FAX25-5408